

第24回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和5年5月31日（水）
9時25分から11時00分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・谷口久光会長、高崎充弘委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について
- 6 農業委員会事務局 田中事務局長・蛭原次長・水元・日高・藏富
- 7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:25	会長代理	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第24回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は谷口会長が全国農業委員会会長大会に出席のため、農業委員会会議規則第3条第3項により、私が議長をさせていただきます。谷口久光会長と北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎充弘委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に8番木佐貫睦子委員、11番池田陽子委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。

	議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
	事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料1ページ、議案第1号、農地法第3条の許可申請、受付番号3番につきまして、本人からの取り下げの申し出がありましたので、削除をお願いいたします。また、総会資料2ページ、議案第2号、農地法第5条の許可申請、受付番号4番、「担当委員」が高橋委員となっておりますが、川添委員に修正をお願いします。 それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 総会資料1ページです。議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました5件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番、4番から6番は経営規模拡大のため、受付番号2番は新規農業経営のためとなっております。 次に、総会資料2ページです。議案第2号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました4件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、使用貸借権設定が1件で、受付番号1番は一般個人住宅用地のため、所有権移転が3件で、受付番号2番は一般個人住宅用地のため、受付番号3番は船舶展示場販売用地のため、受付番号4番は植林のためとなっております。 次に、総会資料3ページから7ページです。議案第3号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業経営基盤強化促進法の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、8件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が1件、更新の利用権設定が2件、所有権移転が5件となっております。 次に、総会資料8ページから10ページです。議案第4号、農用地利用集積等促進計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農業委員会の決定が必要でありますので、8件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、中間管理権設定が8件となっております。

10:10	事務局	なお、総会資料3ページ議案第3号及び総会資料8ページ議案第4号については、この度の農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の施行に伴い議案が二つに分かれます。議案第3号の農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法の規定に基づくもので、議案第4号の農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づくものです。関係法令が異なることから、議案を区分したものであります。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室2、北郷地区は会議室3、南郷地区は会議室4でお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は10時10分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
10:10	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第1号、農地法第3条の許可申請について5件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番については、私が報告いたします。
	平 賀	18番平賀です。受付番号1番について説明します。5月22日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しました。申請地は吾田地区星倉で、市道楠原平野線沿いの大型薬局の東側に位置しています。分譲中の住宅用地に隣接した農地です。地目は田ですが、原形変更申請後、埋め立てが行われております。譲渡人は、東郷地区殿所に農地を集約したいということで、売買されるということです。譲受人は不動産会社を運営されておりますが、農業経験があり所有権移転後には柑橘を栽培される予定です。現在の譲受人の所有地につきましても、耕作放棄地は無くしっかり管理されており問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。

	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 2 番について説明します。5 月 24 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。北郷地区担当の高崎委員に協力と情報提供を頂いております。譲受人は北郷地区で、ズッキーニ、南瓜、にんにくの栽培をされている認定農業者です。申請地は北郷町北河内で、坂元球場の裏手になります。譲渡人は高齢のため離農することになり、譲受人に譲ることになったそうです。電話で確認しました。隣接地の農業用施設用地は、先月農地法第 5 条申請をしており、現在県の許可待ちです。これからも地区の方々と協力して農業をしていきたいと話されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 4 番について説明します。5 月 27 日、現地確認と譲渡人に聞き取り調査しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、西寺研修センターから酒谷方面へ約 400m 進んで、左手の農道を約 100m 登った道下にあります。譲渡人と譲受人は親子関係です。以前からピーマン、里芋、茄子、生姜等の野菜を適正に栽培されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 5 番について、担当委員より報告願います。
	河 野	はい、3 番河野です。受付番号 5 番について説明します。5 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷町内之田地区で、内之田駅から北郷方面へ 300m 進み、左手のフラワーショップを左折した所にある水田です。譲渡人と譲受人は縁故関係にあり譲渡人は県外在住ということもあり手放すとのことです。譲受人は、兼業農家で経営規模拡大し、飼料米を栽培する予定です。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。この案件は、高崎委員の調査案件ですが、一緒に立ち会いしましたのでご報告いたします。受付番号 6 番について説明します。5 月 29 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、北郷町北河内で、坂元集落内の県道日南高岡線から一本山手側の市道に隣接

木 脇	する畑です。三角地のわずかな畑ですが、育苗用のハウスが建っています。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人は体調が悪く離農されるため無償譲渡されるそうです。譲受人は、現在水稻を 60 a 程栽培されており経営規模拡大です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
稲 山	はい、議長。10 番稲山です。
議 長	はい、10 番稲山委員。
稲 山	受付番号 1 番についてですが、譲受人は不動産業ということで、将来転売される可能性があるのではと思いますが、どうでしょうか。
平 賀	その可能性は十分あります。申請地周辺は既に譲受人の経営する不動産業者が宅地造成しておりまして、その隣の用地になります。将来的にはそうなると思いますが、現時点では、譲受人は、柑橘を植える予定としており、現在持っている農地に関しましてはブドウやミカンを栽培され適正に管理されていますので、現段階では許可せざるを得ないと思っています。
稲 山	はい、議長。10 番稲山です。
議 長	はい、10 番稲山委員。
稲 山	10 番稲山です。今後、農地法 3 条の下限面積がなくなったということで、こういう問題が出てくるのではないかなと思います。私としては、自治体の農業委員会で何年間は転売を禁止する等規約の設定が必要ではないかと思います。各自治体で規約が設定できるとは思います。
議 長	この案件は、下限面積撤廃には当てはまりません。奥様と併せて 50 a は所有されております。稲山委員が言われるように下限面積撤廃等については、事務局でも検討していただきたいと思います。
稲 山	はい、議長。10 番稲山です。
議 長	はい、10 番稲山委員。
稲 山	10 番稲山です。簡単に農地を求めやすくなったが、所有したとたん転売するといった事が出てくると、今後の農業に影響が出てくるのではないかと思います。

10 : 20	議 長	下限面積撤廃に関する今後の審査のあり方については、本日審査の後事務局から説明がありますので、その際にお願いします。
	議 長	質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第1号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第1号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第2号、農地法第5条の許可申請について、4件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号1番について説明します。5月26日、現地調査しました。申請地は飢肥地区吉野方で、今町交差点から県道を西へ4km進んだ畔ノ丸地区で、川沿いの市道に接する農地です。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は、将来親の面倒を見ることや、環境の良い地元で生活するための個人住宅を建築する予定です。譲渡人、譲受人共に促成ピーマン、水稻を栽培され農業法人を経営されています。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号2番について説明します。5月24日、現地調査しました。譲渡人には電話で確認しました。譲受人とは連絡が取れませんでした。申請地は、吾田地区戸高四丁目で、衣料品店の北側50mの所です。申請地一帯は、土地区画整理事業で道路等が整備され、付近一帯は住宅地です。建築にあたっては、境界にはブロック塀を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水は側溝に流し、汚水は日南市公共下水道に接続します。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	田 端	はい、2番田端です。受付番号3番について説明します。5月27日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地調査しました。申請地は吾田地区平野で、製紙工場の東側です。船舶展示場販売用地として使用する計画です。申請地の両隣は水田です。隣接地の境界にはU字溝を入れ、雨水は市道側の側溝へ流します。申請地は以前から休耕地で、農地パトロールで問題視されていたところでし

10:28	田 端	た。土地改良区の意見書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 4 番について説明します。5 月 26 日、譲渡人、譲受人に電話確認し、5 月 30 日、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は鶴戸地区宮浦で、大浦地区を国道 220 号線から集落の中に約 50m 入り、右手山側に 100m 進んだ砂防ダムからさらに 150m 登った所です。周辺は山林化しており影響を与える農地はありません。譲受人は県外在住で盆や正月等大型連休を利用し管理していくとのこと。始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農用地利用集積計画について 8 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号 1 番について説明します。5 月 29 日、高崎委員と借受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は 2 筆あります。1 筆は北郷町郷原で、ノート工場の裏手の水田です。もう 1 筆は、北郷町北河内で、昼野集落川沿いの 1 筆です。貸付者は兼業農家で機械が古くなり離農されるところです。借受者は、施設野菜や水稻 4ha 作付けされています。後継者も出来て、経営規模者拡大も視野に入れて利用権設定するそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番、3 番について担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。まず、受付番号 2 番について説明します。5 月 28 日、貸付者に電話確認し、借受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は南郷町潟上で、潟上小学校より 400m 串間方面へ向い右手に位置する水田です。更新ですので問題ないと思います。

10:32	田 中	次に、受付番号3番について説明します。5月28日、借受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は南郷町中村字新開で、ハートフルセンターへ向い右手の4筆の水田です。コシヒカリが作付けされていました。借受者は水稻を10ha栽培する農家です。更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、担当委員から利用権設定について報告がありましたが質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第3号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。受付番号4番について説明します。5月25日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、酒谷4区向田地区に広がる農地の一面です。以前から譲受者が管理しており、譲渡者からの依頼があり今回の申請となったようです。譲受者は、以前から農地を賃借していた点からも譲渡者の意向を尊重したとのことことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号5番について担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号5番について説明します。5月26日、電話確認し現地確認しました。申請地は飢肥地区吉野方で、旧吉野方小学校より西へ約2km進んだ道路左下の水田です。譲受者は促成ピーマン、水稻を栽培する農業法人を経営しています。譲渡者は、両親が他界され、ご自身も高齢のため離農されとのことことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番について担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12番歌津です。受付番号6番について説明します。5月26日、譲受者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は風田地区野中で、県道風田星倉線沿いのさとねり工場近くの水田2筆です。譲受者は経営規模拡大で、スイートピーのハウス施設を作る

10:37	歌 津	とのことです。譲渡者には5月25日に確認しています。離農され 後継者がなく売却するとのことです。問題ないと思います。ご審 議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番、8番について担当委員より報告願 います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。本日、谷 口会長が欠席ですので代わって説明します。受付番号7番、8番 は、譲受者が同じで申請地が隣接していますので一括して説明し ます。5月24日、27日、譲渡者、譲受者に連絡を取り、現地調査 しました。受付番号7番の譲渡者は父親、受付番号8番の譲渡者 は祖母になります。申請地は、南郷地区谷之口で、国道220号線 を串間方面へ向い左手に広がる水田地帯の一画です。JR日南線荒 武踏切の近くです。現在、コシヒカリが栽培されておりました。 譲受者は繁殖牛農家で約70頭肥育されており父親と祖母からの贈 与で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上で す。
	議 長	ただ今、担当委員から所有権移転について報告がありました が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転につい て、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですの で、議案第3号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意するこ とに決定しました。
	議 長	次に、議案第4号、農用地利用集積等促進計画について8件の 審議をお願いします。それでは、中間管理権設定、受付番号1番 から3番について報告願います。
	井 上 (友)	はい、1番井上です。受付番号1番から3番について説明しま す。5月24日、貸付者に電話確認しました。受付番号1番と受付 番号3番は吾田地区中隈谷で、中隈谷公民館前の水田です。受付 番号2番は、同じく吾田地区中隈谷で、県道沿いのガス会社事務 所裏の水田です。それぞれ綺麗に管理されていました。中間管理 の機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号4番について担当委員より報告願いま す。
	高 橋	はい、14番高橋です。受付番号4番について説明します。5月 28日、貸付者に内容確認し現地調査しました。申請地は、東郷地

高 橋	区東弁分で、東九州自動車道東郷インター近くのハウスに隣接する水田 2 筆です。現況は、水田ゴボウを作付けされておりました。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番について担当委員より報告願います。
日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 5 番について説明します。5 月 26 日、貸付者立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、細田地区毛吉田で、J A 細田支所より北へ約 700m の養鶏肉解体処理工場の南側の水田です。申請地は既に水稻が作付けされており、綺麗に管理されていました。問題ありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番について担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 6 番について説明します。5 月 25 日、貸付者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、北郷町大藤で、県道日南高岡線沿いの大藤交差点を田野方面へ約 600m 進み、右手に広がるの農地の一画です。現況は綺麗に整地されていました。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番について担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 7 番について説明します。5 月 28 日、貸付者に電話確認し現地確認しました。申請地は、南郷町潟上で、潟上小学校から県道を串間方面へ約 3 km 進んだ潟上中地区の伊崎野集落の一画です。申請地には 20 a の金柑ハウスが建っており、そのために賃借の金額が大きくなっています。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 8 番について担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 8 番について説明します。5 月 25 日、貸付者に電話確認し現地確認しました。申請地は南郷町榎原で、榎原神社から北に 2 km の札ノ尾ふれあいセンターを中心に 1 キロ圏内の畑 13 筆です。貸付者は福岡県在住で管理が出来ない為、中間管理機構にお願いしたいとのことです。中間管理機構との設定ですので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。

	議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告がありました。質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
10 : 45	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
11 : 00	事務局	《報告事項》 以上で総会の全てを終了します。

第24回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

木佐貫睦子 

池田陽子 